

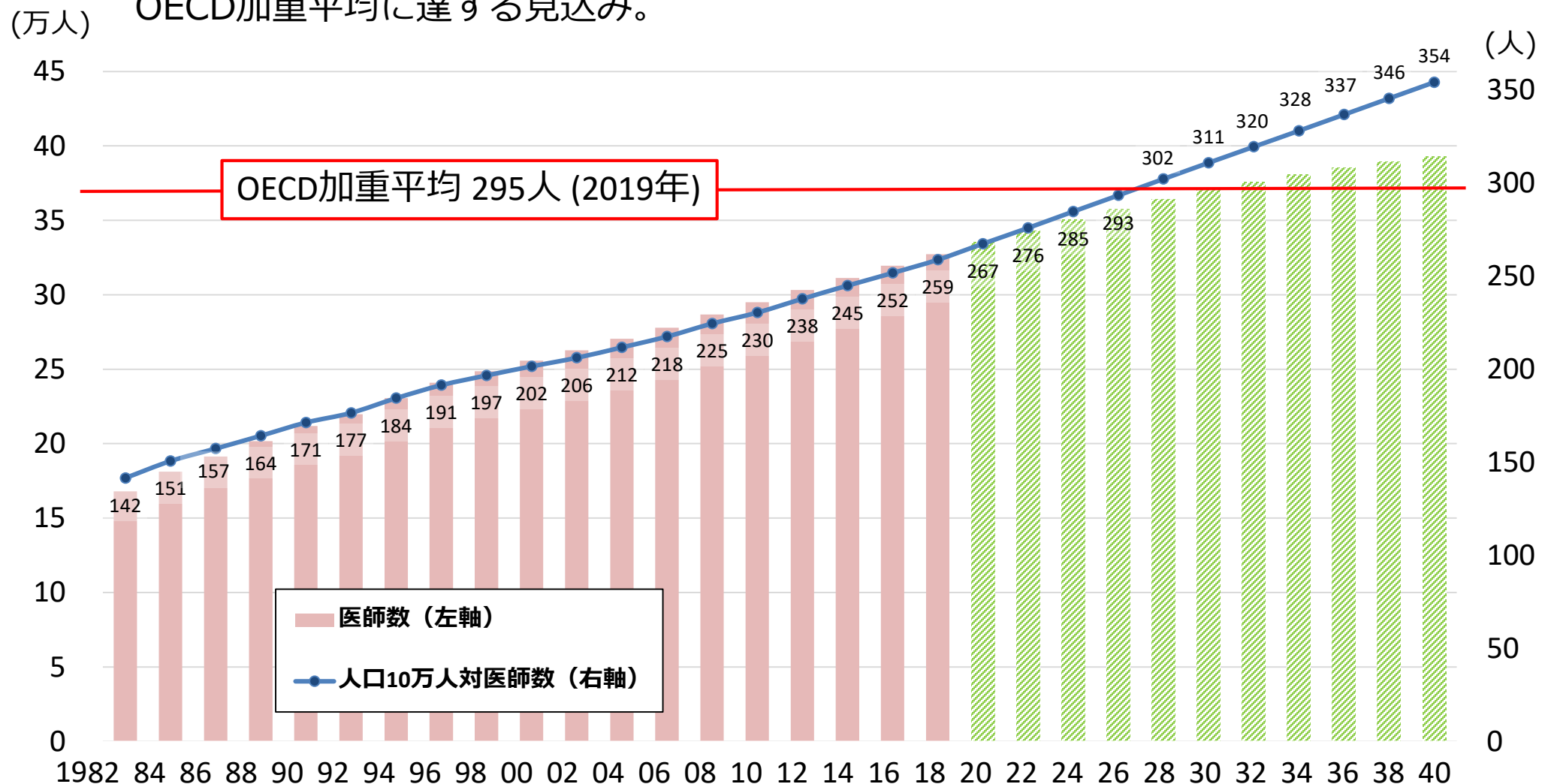
今後の医療需要に見合った医療従事者の  
確保を図ること

(施策番号 I - 2 - 1)

添付資料

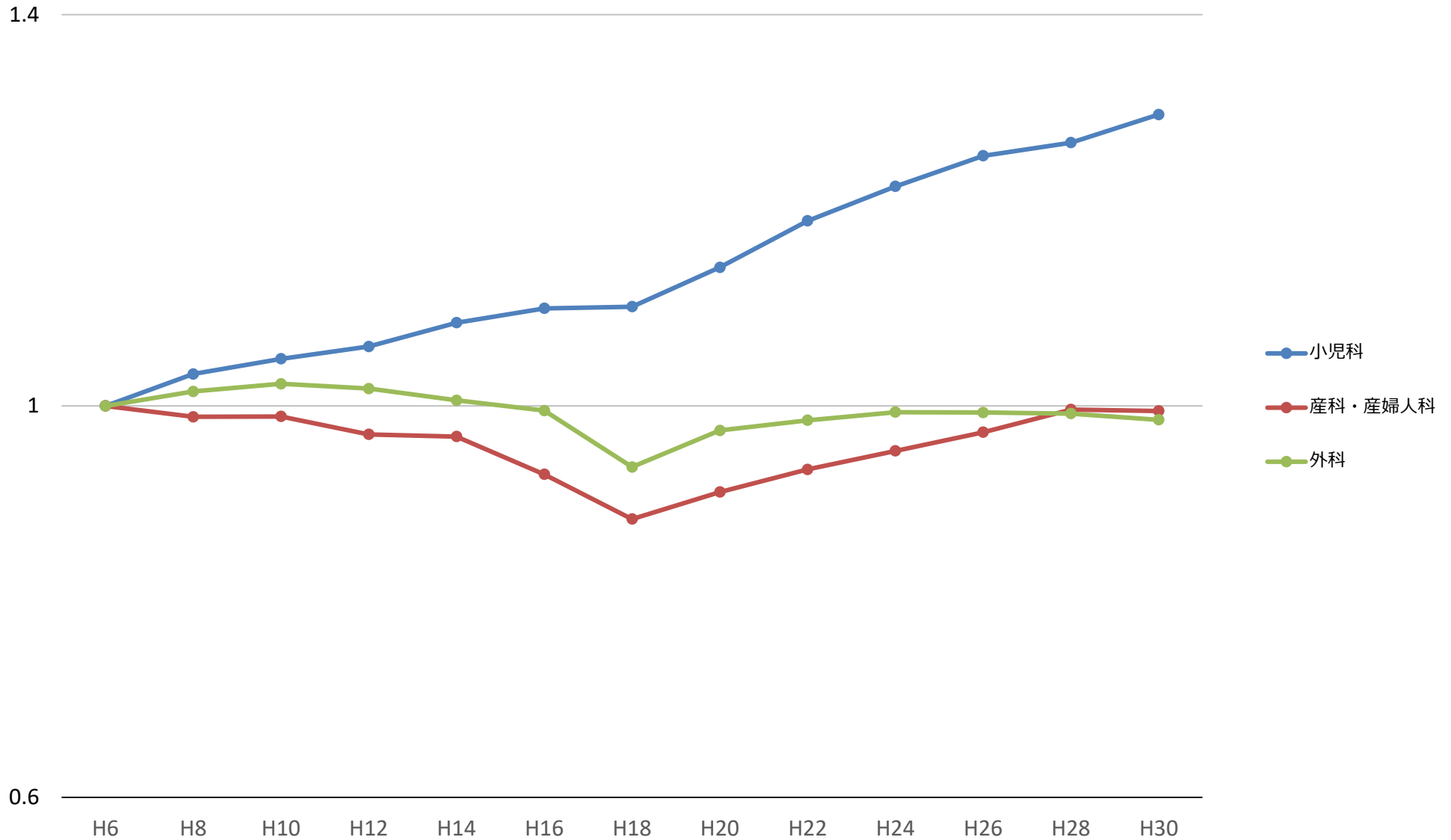
# 人口10万対医師数の年次推移 + 将来推計

現在の医学部定員数が維持された場合、2027年頃に人口10万人対医師数がOECD加重平均に達する見込み。



※ 2020年（令和2年）以降は、平成18年～平成28年の三師調査及び医籍登録データによる登録後年数別の生残率に基づき、全国医学部定員が平成30年度と同程度を維持する等の仮定において、平成28年医師・歯科医師・薬剤師調査による医師数を発射台として将来の医師数を推計  
 ※ 将来人口については、日本の将来推計人口（平成30年推計）（国立社会保障・人口問題研究所）  
 ※ OECD加重平均はOECD Statistics (2019) データより算出。 - 1 -

# 診療科別医師数の推移（平成6年を1.0とした場合）（主たる診療科）



※外科・・・外科、呼吸器外科、心臓血管外科、乳腺外科、気管食道外科、消化器外科、肛門外科、小児外科

出典：平成6～30年医師・歯科医師・薬剤師調査

# ナースセンターによる看護職員の復職支援の強化

都道府県ナースセンターによる看護職員の復職支援を強化するため、看護師等人材確保促進法を改正（平成27年10月1日施行）

- **看護師等免許保持者による届出制度の創設** - 看護職員が病院等を離職した際などに、連絡先等を都道府県ナースセンターへ届け出る（努力義務）
- **ナースセンターの機能強化** - 復職に関する情報提供など「求職者」になる前の段階から総合的な支援、就職あっせんや復職研修の一体的実施などニーズに合ったきめ細やかな対応
  - 事業運営について地域の医療関係団体が協議、ハローワーク等と密接な連携、支所等の整備による復職支援体制の強化

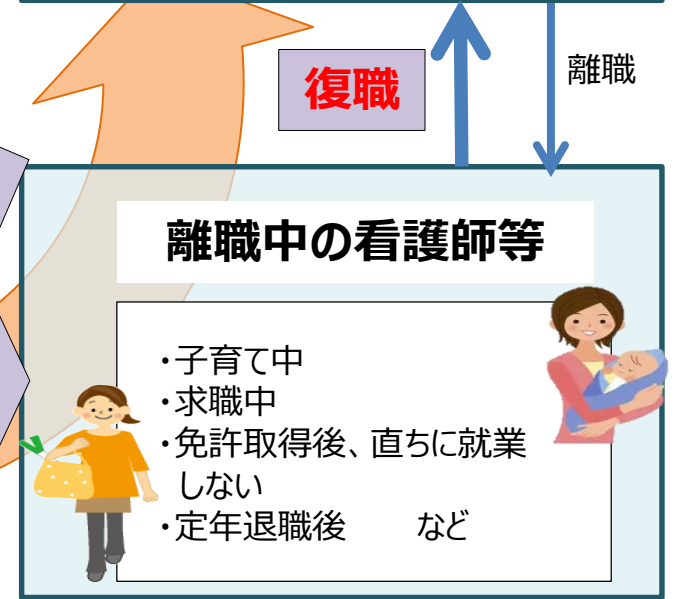
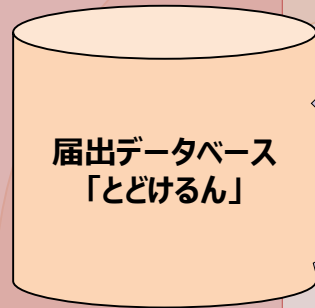
## 都道府県ナースセンター

※看護師等人材確保促進法に基づき、看護師等への無料の職業紹介等を実施する、都道府県知事が指定する法人

届出情報に基づき、離職後も一定のつながりを確保し、本人の意向やライフサイクル等を踏まえて、積極的にアプローチして支援

### 【支援の例】

- ・復職意向の定期的な確認
- ・医療機関の求人情報の提供
- ・復職体験談等のメールマガジン
- ・復職研修の開催案内
- ・「看護の日」等のイベント情報
- ・その他復職に向けての情報提供



離職時の届出

※代行届出も可

届出

ニーズに応じた  
復職支援

復職

離職

助言等



都道府県看護協会が  
医師会、病院団体等と  
ナースセンターの事業運  
営について協議

連携



ハローワークや医療勤務  
環境改善支援センター  
等と密接に連携

支援体制  
強化



より身近な地域での復  
職支援体制を強化（支  
所等の整備）

ライフイベント

結婚

妊娠

出産/育児 (子育て)

子育て後

介護

キャリアパス

学生

入職

OJT 生涯教育

### ○歯科衛生士復職支援・離職防止等研修指導者養成研修

都道府県単位で復職支援の中核となる人材を育成するため、当事業において作成された「共通ガイドライン」を実践できる研修指導者や臨床実地指導者等の人材育成を目的とし、研修会やワークショップを全国各地で開催

**座学+ワークショップ形式**

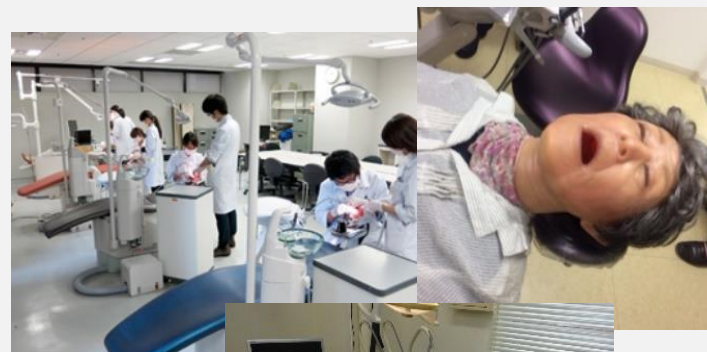


### ○歯科衛生士技術修練部門の整備・運営

復職を希望する歯科衛生士及び新人歯科衛生士が技術修練を行う設備を全国各地に整備し運営

- ・ 必要な設備及び機材を歯科衛生士教育機関等に整備
- ・ 研修指導者やキャリア相談を行うスタッフを配置

**座学+模型実習+臨床実習形式**



整備実績:

平成29年度: 東京医科歯科大学

平成30年度: 大阪歯科大学

令和元年: 広島大学